

2023年4月1日以降
保険始期用

動産総合保険・施設賠償責任保険（ドローン【農林水産用】特約付帯）

農林水産用

ドローン総合保険

運搬



調査



散布



共栄火災海上保険株式会社

農業や林業、漁業を取り巻く幅広い分野での様々な場面でドローンが活用されています。



利用例

農業や肥料の散布、種子の散播



利用例

農産物などの収穫物の運搬



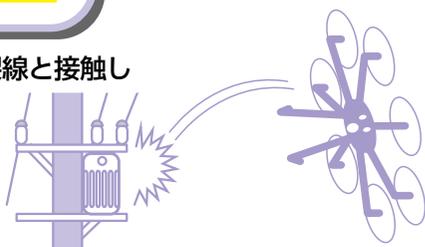
利用例

農作物の生育状態や病害虫の発生等を調査するほ場のセンシング
植林の育成管理、漁場監視

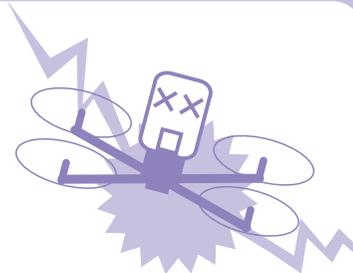
でも、ドローンの活用にはこんな**リスク**が！

機体事故 事故例

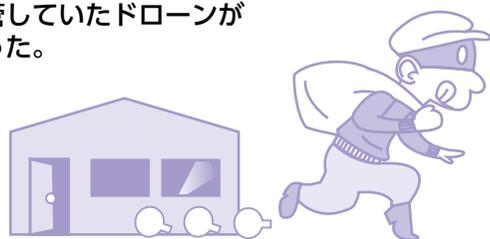
操作誤りにより、架線と接触し機体が破損した。



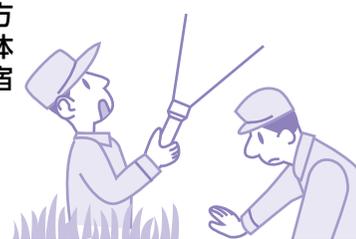
フライト中、機体に雷を受けて操縦不能になり落下し破損した。



倉庫に保管していたドローンが盗難にあった。

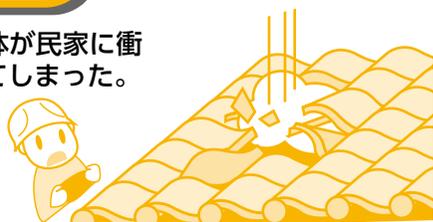


フライト中に機体の行方がわからなくなり、機体の捜索のため交通費や宿泊費が必要となった。



賠償事故 事故例

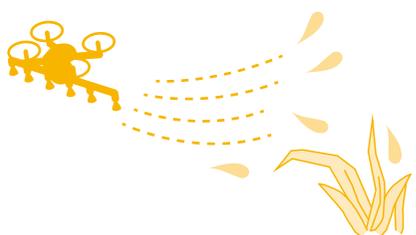
操縦ミスにより機体が民家に衝突し、屋根を壊してしまった。



ドローンの着陸時に目測を誤り、歩行者に接触しケガをさせてしまった。



ドローンで散布した農薬が風に流され、隣接する隣家の畑に飛散したため、葉枯れを起こし、商品として出荷できなくなった。



ドローンが操縦ミスにより誤って線路上に墜落し、線路の損害はなかったものの、ドローンの撤去のために電車の運転を停止させ、賠償責任を負った。



万が一のドローン機体の損害や
第三者への法律上の賠償責任に備え、
農林水産用ドローン総合保険をおススメします！
是非、ご加入をご検討ください！

農林水産用ドローン総合保険の**5**つのポイント

ポイント**1** **新価(再調達価額)**で保険金をお支払い！（機体補償）

 この保険契約では、保険の対象となるドローンの機体の保険金額を新価で設定します。万が一の事故の際は、新価をもとに保険金をお支払いします（支払限度額を設定した場合は、その限度額が上限となります）。新価での保険金のお支払いなので、修理代や買換費用の持ち出しがありません（-10 等級から 0 等級の契約で、初回事故の場合）。
新価（再調達価額）とは保険の対象であるドローンと同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

ポイント**2** 事故がなければ翌年の保険料が**割安**に！（機体補償）

 保険料は、事故の有無により変動する等級制度を採用しています。事故がなければ、翌年継続時の更改保険料がお安くなります（-7 等級～-10 等級の更改保険料は同一となります）。

ポイント**3** 3機以上の契約をまとめることで保険料を**5%引き**！（機体補償）

 1 保険証券で 3 機以上のドローンを契約する場合に「多数契約割引」を適用し、保険料を 5 % 割り引きます。

ポイント**4** 農薬の飛散等の**ドリフトリスク**も対象に！（賠償責任補償）

 農薬や肥料の散布、種子の散播について、風に流され、隣接する隣家の農作物に被害を与えた場合などのドリフトリスクも補償の対象にしています。

ポイント**5** 様々な特約を**自動付帯**！（賠償責任補償）

 他人に迷惑をかけた場合に負担する法律上の賠償責任について、様々なケースに対応できる各種特約をセットしたプランをご用意しています。



● 農林水産用ドローン総合保険の概要

1. 商品構成	ドローンの操縦中・保管中においてドローンの機体自体に生じた損害を補償する「機体補償」（動産総合保険）および、ドローンの操縦等に起因して他人の身体・財物に損害を与えた場合の賠償責任を補償する「賠償責任補償」（施設賠償責任保険）の2つの保険で構成されています。 機体補償（動産総合保険）または賠償責任補償（施設賠償責任保険）のいずれか一方のみのご加入も可能です。
2. 対象機種・用途（機体補償・賠償責任補償共通）	ドローン（通称「マルチローター」）のうち、次の①・②を満たすものを対象とします。ただし、機体補償（動産総合保険）は、保険金額が500万円以下の機体を対象とします。 ①対象機種……航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に定義される無人航空機のうち、3軸以上のローターを有するもの。 ②対象用途……使用用途が 農林水産業用 であること。（使用用途が趣味、レジャー、スポーツ、競技、軍事目的で使用される場合を除きます。） なお、ドローン機体には飛行に直接関係する付属物、搭載された付属装置を含みます。
3. 保険期間（機体補償・賠償責任補償共通）	保険期間は1年間です。短期契約・長期契約はできません。

機体補償・動産総合保険

1. 補償内容

お支払いする保険金と付帯する特約	
基本補償	<p>○不測かつ突発的な事故によって、ドローンの機体に生じた損害について、損害保険金をお支払いします。 ○損害保険金は、次の額をお支払いします。（支払限度額を設定する場合は支払限度額が上限となります。） 支払保険金 = (損害の額 - 自己負担額) × 縮小支払割合 ・「損害の額」は再調達価額が基準となります。修理が可能な場合は以下の算式により算出した額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{損害の額} = \text{修理費} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額}$ </div> <p>損害の額は、修理費用に関わらず再調達価額が限度となります。また、契約条件によっては、全損時においても、お支払いする保険金の額が支払限度額を下回ることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回の事故につき損害保険金の支払額に規定する算式において、自己負担額および縮小支払割合を適用する前の額が保険金額の100%以上となる場合に、ご契約は終了します。 1回の事故につき損害保険金の支払額に規定する算式において、自己負担額および縮小支払割合を適用する前の額が保険金額の100%未満の場合、保険金額は自動的に復元し、減額されることはありません。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。
	<p>○使用中のドローンに不測かつ突発的な事故が生じた結果、被保険者がドローンを検索または回収するために支出した必要かつ有益な検索および回収費用（交通費、宿泊費、検索委託費、機材の賃貸借費用等をいいます。）を、保険金額の10%を限度として検索・回収費用保険金としてお支払いします。</p>
	<p>○保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、損害防止費用保険金としてお支払いします。 ○損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。</p>
オプション補償	<p>○損害保険金の20%（1回の事故につき50万円が限度）を臨時費用保険金としてお支払いします。</p>
	<p>○保険金をお支払いすべき損害が下欄（①～③）記載の者の行為（故意・重過失を除きます。）によって生じた場合は、共栄火災は下欄記載の者に対する代位求償権を行使しません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①保険の対象の受託者（その代理人および使用者を含みます。） ②賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象を占有している者（その代理人および使用者を含みます。） ③保険契約者または被保険者の承諾を得て保険の対象を使用中の者（その者と共同して使用する者を含みます。） </div>

※オプション補償を付帯される場合は、割増保険料をいただきます。

2. 保険金額

この保険契約では、保険の対象となるドローンの機体の保険金額を新価（再調達価額）で設定します。

保険の対象であるドローンの再調達価額（保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額）を保険金額とします。

※機体本体のほか、飛行に直接関係する付属物（プロポ、コントローラーなど）、搭載された付属物（バッテリー、散布装置など）等の購入時の価額を合算して再調達価額としてください。

<支払限度額を設定する場合>

支払限度額を設定することもできます。その場合、機体の購入年月日（中古機体の場合は製造年月日）から保険始期までの経過年数に応じた支払限度額を設定します。

経過年数	支払限度額係数
初年度	再調達価額 × 100%
2年目	再調達価額 × 93%
3年目	再調達価額 × 86%
4年目	再調達価額 × 79%
5年目	再調達価額 × 72%
6年目	再調達価額 × 65%
7年目	再調達価額 × 58%
8年目	再調達価額 × 51%
9年目以降	再調達価額 × 30%

3. 保険料率について

新規契約・継続契約および前契約における事故の有無の区分によって、保険料が割増・割引される等級別の料率制度を適用します。

(1) 新規契約…当社に前契約がなく、はじめてご契約される場合、0等級の料率が適用されます。

※「前契約」とは、新規契約とドローン所有者・使用者および被保険者を同一とする保険契約で、新規契約の保険期間の初日を含めて13か月以内に保険責任を有していたものをいいます。

※ただし、保険契約（共栄火災・他社）の有無を問わず、新規契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に本保険における保険金のお支払事由に該当する事故が有る場合は3等級が適用されます。

(2) 継続契約…「前契約等級+前契約の事故の有無に基づいて加減した等級」に応じた基本保険料率を適用します。

①前契約に事故が無い場合

前契約に適用されていた等級から1を減じた等級とし、-10等級を下限とします。

ただし、等級を継承できるのは、前契約の満期日の翌日から起算して新契約の保険期間の初日が1か月以内であることを条件とします。1か月を超える場合は、前契約の等級を適用します。

②前契約に事故が有る場合

前契約の事故の回数1回につき3等級を加算し、新契約の等級を適用します（6等級を上限とします）。

なお、新契約の保険始期後に前契約で発生した事故の保険金が支払われた場合は、新契約の保険始期に遡って等級を訂正します。

<等級表>

等級	6	5	4	3	2	1	0	-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7	-8	-9	-10
保険料率	← 高い							→ 安い									

<保険料例>

加入例 1

機体を新規に1,500千円で購入した場合

- 適用等級：0等級
- 補償内容：支払限度額設定なし、オプション補償なし、多数契約割引適用なし
- 保険金額：1,500千円
- 保険料：88,500円

加入例 2

加入例1の加入者が4年間無事故だった場合の5年目の継続契約

- 適用等級：-4等級
- 補償内容：支払限度額設定なし、オプション補償なし、多数契約割引適用なし
- 保険金額：1,500千円
- 保険料：82,500円 ⇒ **6,000円お安くなります。**

<等級継承の具体例>

前契約（※）の事故の有無	前契約の等級	新契約の等級
有（1回）	-2	1
有（2回）	-2	4
無	-2	-3
無 （新契約の保険始期日が前契約の満期日より1か月を越えた日である場合）	-2	-2

(注)

機体の買い替えを行った場合には、買い替え後の機体に対して買い替え前の機体に適用していた等級を継承します。

<産業用無人ヘリコプター・農林水産用ドローンご契約者の新規加入の取扱いについて>

新規契約の保険始期日において共栄火災の産業用無人ヘリコプター総合保険（動産総合保険）または農林水産用ドローン総合保険（動産総合保険）のご契約（以下「対象保険契約」とします。）がある場合には、下表の等級が適用されます。

対象保険契約に適用されている等級（※）	農林水産用ドローン総合保険新契約の適用等級
-1等級	-1等級
-2等級	-2等級
-3～-10等級	-3等級

※対象保険契約が有効に成立しており、過去13か月以内に事故が発生していない場合に限りです。

※複数の対象保険契約がある場合には、全契約の適用等級の平均値（小数点以下四捨五入）によります。

4. 自己負担額

1事故につき次のとおりとします。

初回の事故	2回目の事故	3回目以降の事故
なし	10万円	15万円

5. 縮小支払割合

当年度適用する等級に応じて次の縮小支払割合を適用します。

等級	-10～0	1	2	3	4	5	6
割合	100%	70%	60%	50%	40%	30%	30%

6. 多数契約割引

1保険証券で3機以上のドローンを契約する場合に「多数契約割引」を適用します。

<適用条件>

1保険契約者が1保険証券で3機以上のドローンを契約する場合、保険料を5%割引します。

(注1) 複数の保険証券の機数を合算して割引を適用することはできません。

(注2) 適用する割引率は、保険始期日時点での保険証券別の明細付保機数により決定しますので、保険期間の途中で機数の増減があった場合でも割引率は変更しません。

7. ご契約手続きについて

新たに共栄火災でご契約いただく場合、機体購入時の「納品書」等、機体の購入年月日（中古機体の場合は製造年月日）が把握できる書類、および「農林水産用ドローン総合保険契約に際しての報告書」を提出してください。

8. 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法律違反によって生じた損害
- ブレードの単独損害（他の部分と同時に損害を受けた場合は対象となります。）
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的の事故による損害（火災または破裂・爆発が発生した場合は補償の対象となります。）
- 修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣による損害（火災または破裂・爆発が発生した場合は対象となります。）
- 保険の対象の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、かび、さびその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 詐欺または横領による損害
- 紛失または置き忘れによる損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 台風・暴風雨等の水災による損害
- 戦争、暴動による損害
- 日本国外で生じた事故による損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害
- 燃料不足、バッテリー不足（機体、送信機）、エンジンオイル不足が原因で生じた損害
- 改造が原因で事故となった場合の損害
- 事故により損害を受けた改造箇所の修理費用およびその改造が原因で波及した損害
- 法令に基づいた承認を得ずに操縦して生じた損害
- 規定の重量を超過した荷物の運搬中に生じた損害
- 保険の対象が行方不明（保険の対象の現物確認ができない場合をいいます。）または回収不能になったことによって生じた損害
- サイバー攻撃の結果として生じた損害。ただし、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。……など

賠償責任補償・施設賠償責任保険

1. 補償内容

基本補償に各種特約を付帯し、補償内容を充実させています。

また、ドローンを共同で購入して複数の方で使用する場合や貸与を受ける方（書面により貸与の事実が確認できる日本国内の事業者に限ります。）も補償対象とするための特約（追加被保険者特約・被保険者間交差責任補償特約）もご用意しています。

	補償の種類・付帯する特約	内 容
全 プ ラ ン 共 通	基本補償 ※ドリフトリスク（飛散）含む	○被保険者が日本国内において所有、使用、管理するドローンに起因して、次の（1）（2）の事故が発生し、法律上の賠償責任を負担したことによる損害を補償します。 （1）ドローンの操縦に起因して発生した他人の身体の障害 （2）ドローンの操縦に起因して発生した他人の財物の損壊 ○ドローンによる農業散布、肥料散布、播種、受粉またはこれらに類する行為の結果に起因して発生した他人の身体の障害（飲食物を喫食したことによる損害は除きます。）、他人の財物の損壊※により負担する法律上の賠償責任を補償します。 ※ただし、他人の財物の損壊は、次の①～⑦に起因する損害に限ります。 ① 養蚕の毀損 ② 養蜂の死亡 ③ 養魚貝の死亡 ④ 養豚、養鶏等畜産の家畜死亡 ⑤ 作業の対象作物・山林の損壊 ⑥ 隣接農作物・山林の損壊 ⑦ 自動車の塗装汚染
	管理財物損壊補償	○被保険者の管理下にある財物（業務を遂行するに伴って管理する他人の財物）の滅失、損傷または汚損について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任を補償します。 ○被保険者が業務の為に一時的に管理する他人の財物に対して、ドローンを落下させて壊してしまった場合などに補償可能となります。 ※ただし以下のものは対象外となります ①他人から借用した工具、機械、資材等（レンタル・リース物件を含みます） ②他人から支給された資機材等 ③保険証券記載のドローンおよび代替機の損壊
	人格権侵害補償	○保険期間中に次の不当行為により第三者の人格権を侵害した場合の賠償責任を補償します。 ア．不当な身体拘束による自由または名誉の侵害 イ．口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉の侵害またはプライバシーの侵害 ○被害者1名あたり30万円を限度とします。保険期間中500万円を限度とします。
	初期対応費用補償	○この保険の対象となりうる事故が日本国内で発生した場合に、社会通念上妥当と思われる、事故状況調査・記録費用、事故原因調査費用、身体障害のある被害者に被保険者が支払った見舞金などの初期対応費用に対して保険金を支払います（結果として、被保険者に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます）。 ○1事故・保険期間中につき500万円、見舞費用については1被害者につき10万円を限度とします。
	財物損壊を伴わない使用不能損害補償	○被保険者が他人の財物を損壊することなく使用不能にした場合の賠償責任を補償します。 ○管理財物の損害による使用不能に起因する法律上の賠償責任についても、補償対象となります。 ○1事故・保険期間中につき1,000万円を限度とします。
A・C・E プ ラ ン	追加被保険者特約	○記名被保険者の他に、ドローンの共同購入者およびドローンの貸与を受けるもの（書面により貸与の事実を確認できる日本国内の事業者に限ります。）を被保険者に追加します。
	被保険者間交差責任補償特約	○追加被保険者を含めた被保険者相互間の賠償責任を補償します。

2. 加入プラン（支払限度額・保険料）

身体賠償・財物賠償共通の支払限度額で、1億円・3億円・5億円のパターンをご用意しております。追加の被保険者の有無により、以下のA～Fの6プランからお選びいただきます。

プラン	支払限度額		追加被保険者	年間保険料 (ドローン1機あたり)
A	身体賠償・財物賠償 共通	1名/1事故/期間中 1億円 自己負担額0円	あり	10,720円
B			なし	9,010円
C	身体賠償・財物賠償 共通	1名/1事故/期間中 3億円 自己負担額0円	あり	14,050円
D			なし	11,790円
E	身体賠償・財物賠償 共通	1名/1事故/期間中 5億円 自己負担額0円	あり	15,950円
F			なし	13,370円

3. お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保険金の種類			支払方法
損害賠償金 費用損害	①損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、支払限度額を限度にお支払いします。 ①と合算して、支払限度額を限度にお支払いします。
	②損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	
	③応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
	④争訟費用	訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	
	⑤保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	
	⑥示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	

※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。

※3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた損害
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 被保険者または操縦者の心神喪失に起因する賠償責任
- ドローンの積載物の損壊に起因する賠償責任
- 騒音、振動等に起因する賠償責任
- 農作物、水産物、土壌ならびにその他水域が、有害な成分を含有している事に起因する賠償責任
- 作業が所定の効果を発揮しない事に起因する賠償責任
- 薬剤等自体の欠陥または不適合に起因する賠償責任
例) 誤った使用量または希釈倍数で使用、誤った農作物に使用、誤った時期に使用、誤った回数で使用
- 法令に基づかず操縦して生じた賠償責任
- 散布作業の対象区画等に関する認識を錯覚または誤認したことによる賠償責任
- 代替機自体の損壊に起因する賠償責任
- 航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85第1項の空域を飛行した場合であって同条第4項のいずれにも該当しない場合
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任
..... など

このパンフレットは保険の概要を説明したものです。

このパンフレットは保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず、重要事項説明書をご覧ください。保険契約申込書の記載内容に間違いがないかを十分にご確認ください。

●このパンフレットにおける「農林水産用ドローン総合保険」は、動産総合保険と施設賠償責任保険（ドローン【農林水産用】特約付帯）のセット商品です。

●ご契約者には、保険契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

●ご契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災営業店にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され、保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に☆印が付された項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

●代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、代理店と締結して有効に成立した契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。

●保険料領収前の事故
保険料を領収する前に発生した事故については保険金をお支払いできません。

●保険料をお支払いの際は、共栄火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

<もしも事故が起きたときは>

①事故通知：万一事故が発生したときには、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

24時間 365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120 - 044 - 077 通話料無料

②賠償事故の場合

共栄火災が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、賠償責任事故が発生した場合には、共栄火災の担当部署からの助言に基づき、被保険者（保険の補償を受けられる方）ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります

ので、あらかじめご了承ください。なお、共栄火災の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

また、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることができる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

③保険金のご請求に際しましては、共栄火災が求める書類をご提出いただけます。

お問い合わせ先

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

PE112000 (*23.02)
22-2419